



福岡県医発第 1465 号（地）

令和 6 年 8 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

不妊治療に係る特掲診療料の施設基準について

令和 6 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 6 年 3 月 14 日付福岡県医発第 3130 号（地）「令和 6 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところです。

「生殖補助医療管理料」および「精巣内精子採取術」については、その施設基準において、「国が示す不妊症に係る医療機関の情報提供に関する事業に協力すること」とされ、その具体的な対応として、こども家庭庁成育局母子保健課の事務連絡「不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について」が示す事業に協力することを指すことが示されてきました。

令和 6 年度の診療報酬改定において、「一般不妊治療管理料」の施設基準においても、同様に、「国が示す不妊治療に係る医療機関の情報提供に関する事業に協力すること」が届出の要件とされ、あわせて、一般不妊治療管理料の施設基準届出医療機関の情報についても、情報収集および公表の対象とすることとなり、その旨、令和 6 年 6 月 28 日付け福岡県医発第 995 号（地）「疑義解釈資料の送付について（その 9）」により、お知らせしたところです。

今般、こども家庭庁成育局母子保健課より、「不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について」の再周知があったことを受けて、厚生労働省より、添付のとおり「不妊治療に係る特掲診療料の施設基準について」が発出されるとともに、日本医師会より通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 809 号（保険）
令和 6 年 8 月 5 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

不妊治療に係る特掲診療料の施設基準について

令和 6 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 6 年 3 月 7 日付け（日医発第 2149 号（保険））「令和 6 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

「生殖補助医療管理料」および「精巣内精子採取術」については、その施設基準において、「国が示す不妊症に係る医療機関の情報提供に関する事業に協力すること」とされ、その具体的な対応として、こども家庭庁成育局母子保健課の事務連絡「不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について」が示す事業に協力することを指すことが示されてきました。

令和 6 年度の診療報酬改定において、「一般不妊治療管理料」の施設基準においても、同様に、「国が示す不妊治療に係る医療機関の情報提供に関する事業に協力すること」が届出の要件とされ、あわせて、一般不妊治療管理料の施設基準届出医療機関の情報についても、情報収集および公表の対象とすることとなり、その旨、令和 6 年 6 月 26 日付け日医発第 577 号（保険）「疑義解釈資料の送付について（その 9）」により、お知らせしたところであります。

今般、こども家庭庁成育局母子保健課より、「不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について」の再周知があったことを受けて、厚生労働省より、添付のとおり「不妊治療に係る特掲診療料の施設基準について」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

不妊治療に係る特掲診療料の施設基準について

(令 6.8.1 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和6年8月1日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）

御中

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

不妊治療に係る特掲診療料の施設基準について

「一般不妊治療管理料」、「生殖補助医療管理料」、及び「精巣内精子採取術」の施設基準については、「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和6年厚生労働省告示第59号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日付け保医発 0305 第6号）において、示しているところです。

また、当該施設基準における「国が示す不妊症に係る医療機関の情報提供に関する事業に協力すること」とは、「疑義解釈資料の送付について（その9）」（令和6年6月20日付け事務連絡）において、「令和6年6月19日にこども家庭庁成育局母子保健課から発出された事務連絡「不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について」が示す事業に協力することを指す」としており、当該管理料等を算定する場合は、当該事業への協力が必要となります。

今般、当該事業について、こども家庭庁成育局母子保健課より別添のとおり再周知がありましたので、上記の施設基準の取扱いと併せ貴管下の保険医療機関に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮をお願いします。

- ・別添：【再周知】不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について（令和6年8月1日付けこども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）

事 務 連 絡
令和6年8月1日

公益社団法人 日本医師会 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

【再周知】不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について

日頃から、母子保健行政の推進に格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。
不妊症に係る医療機関の情報提供については、「不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について」（令和6年6月19日こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）においてご協力をお願いをしたところですが、令和6年8月1日より登録期間がはじまりましたので、ご報告申し上げます。

生殖補助医療については、令和5年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関及び精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関についての情報収集及び公表をしてきました。令和6年度以降について、引き続き当該医療機関の情報収集及び公表を行うとともに、新たに一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関の情報についても情報収集及び公表することとします。

ついては、当該情報の登録について別紙のとおり御協力いただきたく、貴団体におかれましては、その内容について御了知の上、会員・関係者等に再度周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

尚、当該事業に協力することは、一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術の施設基準になっておりますことを申し添えます。

別紙 1

不妊症に係る医療機関の情報の登録について（依頼）

1 趣旨

生殖補助医療については、令和5年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関及び精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関についての情報収集及び公表をしてきました。

令和6年度以降について、引き続き当該医療機関の情報収集及び公表を行うとともに、新たに一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関の情報についても情報収集及び公表することといたしますので、以下の要領で情報の登録をお願いします。

2 情報の登録方法等

（1）対象医療機関について

- ・ 一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関

（2）登録方法

- ・ 以下のURLにアクセスし、メールアドレスを登録してください。

<https://funin-fuiku.cfa.go.jp/register-clinic/>

- ・ 登録いただいたメールアドレス宛にメールが送信されますので、当該メールに記載されたURLにアクセスし、医療機関の情報を登録してください。

※ 昨年度含め下記の登録期間以前に登録した医療機関についても、（3）の期間に再度登録が必要となります。

（登録が必要となる主な情報）

- ・ 医療機関の施設情報
- ・ 届け出している診療報酬項目
- ・ 配置人員
- ・ 治療内容（タイミング法、人工授精、採卵術、体外受精、顕微授精、新鮮胚移植、凍結・融解胚移植、精巣内精子採取術、先進医療）
- ・ 治療実績（令和4年の人工授精、採卵、体外受精、Split、顕微授精、新鮮胚移植、凍結胚移植、精巣内精子採取術の年齢別治療実施回数）
- ・ 安全性に関するデータ（卵巣過剰刺激症候群・多胎妊娠の年齢別発症数）
- ・ 治療指針等

(3) 登録期間

令和6年8月1日(木)～令和6年8月31日(土)

※ 上記の期間外に情報の登録を行う必要がある医療機関や、登録情報の修正が必要となった医療機関については、(4)でお示しする事務局にご連絡ください。

(4) 連絡先

情報の登録方法等については、以下の事務局にお問い合わせください。

「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業 医療機関検索サイト相談窓口」

e-mail : clinic-information@funin-fuiku-cfa.com

事 務 連 絡
令和6年8月1日

公益社団法人 日本産科婦人科学会 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

【再周知】不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について

日頃から、母子保健行政の推進に格段の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。
不妊症に係る医療機関の情報提供については、「不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について」（令和6年6月19日こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）においてご協力をお願いをしたところですが、令和6年8月1日より登録期間がはじまりましたので、ご報告申し上げます。

生殖補助医療については、令和5年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関及び精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関についての情報収集及び公表をしてきました。令和6年度以降について、引き続き当該医療機関の情報収集及び公表を行うとともに、新たに一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関の情報についても情報収集及び公表することとします。

については、当該情報の登録について別紙のとおり御協力いただきたく、貴団体におかれましては、その内容について御了知の上、会員・関係者等に再度周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

尚、当該事業に協力することは、一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術の施設基準になっておりますことを申し添えます。

別紙 1

不妊症に係る医療機関の情報の登録について（依頼）

1 趣旨

生殖補助医療については、令和5年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関及び精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関についての情報収集及び公表をしてきました。

令和6年度以降について、引き続き当該医療機関の情報収集及び公表を行うとともに、新たに一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関の情報についても情報収集及び公表することといたしますので、以下の要領で情報の登録をお願いします。

2 情報の登録方法等

（1）対象医療機関について

- ・ 一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関

（2）登録方法

- ・ 以下のURLにアクセスし、メールアドレスを登録してください。

<https://funin-fuiku.cfa.go.jp/register-clinic/>

- ・ 登録いただいたメールアドレス宛にメールが送信されますので、当該メールに記載されたURLにアクセスし、医療機関の情報を登録してください。

※ 昨年度含め下記の登録期間以前に登録した医療機関についても、（3）の期間に再度登録が必要となります。

（登録が必要となる主な情報）

- ・ 医療機関の施設情報
- ・ 届け出している診療報酬項目
- ・ 配置人員
- ・ 治療内容（タイミング法、人工授精、採卵術、体外受精、顕微授精、新鮮胚移植、凍結・融解胚移植、精巣内精子採取術、先進医療）
- ・ 治療実績（令和4年の人工授精、採卵、体外受精、Split、顕微授精、新鮮胚移植、凍結胚移植、精巣内精子採取術の年齢別治療実施回数）
- ・ 安全性に関するデータ（卵巣過剰刺激症候群・多胎妊娠の年齢別発症数）
- ・ 治療指針等

(3) 登録期間

令和6年8月1日(木)～令和6年8月31日(土)

※ 上記の期間外に情報の登録を行う必要がある医療機関や、登録情報の修正が必要となった医療機関については、(4)でお示しする事務局にご連絡ください。

(4) 連絡先

情報の登録方法等については、以下の事務局にお問い合わせください。

「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業 医療機関検索サイト相談窓口」

e-mail : clinic-information@funin-fuiku-cfa.com

事 務 連 絡
令和6年8月1日

公益社団法人 日本産婦人科医会 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

【再周知】不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について

日頃から、母子保健行政の推進に格段の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。
不妊症に係る医療機関の情報提供については、「不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について」（令和6年6月19日こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）においてご協力をお願いをしたところですが、令和6年8月1日より登録期間がはじまりましたので、ご報告申し上げます。

生殖補助医療については、令和5年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関及び精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関についての情報収集及び公表をしてきました。令和6年度以降について、引き続き当該医療機関の情報収集及び公表を行うとともに、新たに一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関の情報についても情報収集及び公表することとします。

については、当該情報の登録について別紙のとおり御協力いただきたく、貴団体におかれましては、その内容について御了知の上、会員・関係者等に再度周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

尚、当該事業に協力することは、一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術の施設基準になっておりますことを申し添えます。

別紙 1

不妊症に係る医療機関の情報の登録について（依頼）

1 趣旨

生殖補助医療については、令和 5 年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関及び精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関についての情報収集及び公表をしてきました。

令和 6 年度以降について、引き続き当該医療機関の情報収集及び公表を行うとともに、新たに一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関の情報についても情報収集及び公表することといたしますので、以下の要領で情報の登録をお願いします。

2 情報の登録方法等

（1）対象医療機関について

- ・ 一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関

（2）登録方法

- ・ 以下の URL にアクセスし、メールアドレスを登録してください。

<https://funin-fuiku.cfa.go.jp/register-clinic/>

- ・ 登録いただいたメールアドレス宛にメールが送信されますので、当該メールに記載された URL にアクセスし、医療機関の情報を登録してください。

※ 昨年度含め下記の登録期間以前に登録した医療機関についても、（3）の期間に再度登録が必要となります。

（登録が必要となる主な情報）

- ・ 医療機関の施設情報
- ・ 届け出している診療報酬項目
- ・ 配置人員
- ・ 治療内容（タイミング法、人工授精、採卵術、体外受精、顕微授精、新鮮胚移植、凍結・融解胚移植、精巣内精子採取術、先進医療）
- ・ 治療実績（令和 4 年の人工授精、採卵、体外受精、Split、顕微授精、新鮮胚移植、凍結胚移植、精巣内精子採取術の年齢別治療実施回数）
- ・ 安全性に関するデータ（卵巣過剰刺激症候群・多胎妊娠の年齢別発症数）
- ・ 治療指針
等

(3) 登録期間

令和6年8月1日(木)～令和6年8月31日(土)

※ 上記の期間外に情報の登録を行う必要がある医療機関や、登録情報の修正が必要となった医療機関については、(4)でお示しする事務局にご連絡ください。

(4) 連絡先

情報の登録方法等については、以下の事務局にお問い合わせください。

「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業 医療機関検索サイト相談窓口」

e-mail : clinic-information@funin-fuiku-cfa.com

事 務 連 絡
令和6年8月1日

一般社団法人 日本生殖医学会 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

【再周知】不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について

日頃から、母子保健行政の推進に格段の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。
不妊症に係る医療機関の情報提供については、「不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について」（令和6年6月19日こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）においてご協力をお願いをしたところですが、令和6年8月1日より登録期間がはじまりましたので、ご報告申し上げます。

生殖補助医療については、令和5年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関及び精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関についての情報収集及び公表をしてきました。令和6年度以降について、引き続き当該医療機関の情報収集及び公表を行うとともに、新たに一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関の情報についても情報収集及び公表することとします。

ついては、当該情報の登録について別紙のとおり御協力いただきたく、貴団体におかれましては、その内容について御了知の上、会員・関係者等に再度周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

尚、当該事業に協力することは、一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術の施設基準になっておりますことを申し添えます。

別紙 1

不妊症に係る医療機関の情報の登録について（依頼）

1 趣旨

生殖補助医療については、令和 5 年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関及び精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関についての情報収集及び公表をしてきました。

令和 6 年度以降について、引き続き当該医療機関の情報収集及び公表を行うとともに、新たに一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関の情報についても情報収集及び公表することといたしますので、以下の要領で情報の登録をお願いします。

2 情報の登録方法等

（1）対象医療機関について

- ・ 一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関

（2）登録方法

- ・ 以下の URL にアクセスし、メールアドレスを登録してください。

<https://funin-fuiku.cfa.go.jp/register-clinic/>

- ・ 登録いただいたメールアドレス宛にメールが送信されますので、当該メールに記載された URL にアクセスし、医療機関の情報を登録してください。

※ 昨年度含め下記の登録期間以前に登録した医療機関についても、（3）の期間に再度登録が必要となります。

（登録が必要となる主な情報）

- ・ 医療機関の施設情報
- ・ 届け出している診療報酬項目
- ・ 配置人員
- ・ 治療内容（タイミング法、人工授精、採卵術、体外受精、顕微授精、新鮮胚移植、凍結・融解胚移植、精巣内精子採取術、先進医療）
- ・ 治療実績（令和 4 年の人工授精、採卵、体外受精、Split、顕微授精、新鮮胚移植、凍結胚移植、精巣内精子採取術の年齢別治療実施回数）
- ・ 安全性に関するデータ（卵巣過剰刺激症候群・多胎妊娠の年齢別発症数）
- ・ 治療指針等

(3) 登録期間

令和6年8月1日(木)～令和6年8月31日(土)

※ 上記の期間外に情報の登録を行う必要がある医療機関や、登録情報の修正が必要となった医療機関については、(4)でお示しする事務局にご連絡ください。

(4) 連絡先

情報の登録方法等については、以下の事務局にお問い合わせください。

「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業 医療機関検索サイト相談窓口」

e-mail : clinic-information@funin-fuiku-cfa.com

事 務 連 絡
令和6年8月1日

一般社団法人 日本泌尿器科学会 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

【再周知】不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について

日頃から、母子保健行政の推進に格段の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。
不妊症に係る医療機関の情報提供については、「不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について」（令和6年6月19日こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）においてご協力をお願いをしたところですが、令和6年8月1日より登録期間がはじまりましたので、ご報告申し上げます。

生殖補助医療については、令和5年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関及び精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関についての情報収集及び公表をしてきました。令和6年度以降について、引き続き当該医療機関の情報収集及び公表を行うとともに、新たに一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関の情報についても情報収集及び公表することとします。

については、当該情報の登録について別紙のとおり御協力いただきたく、貴団体におかれましては、その内容について御了知の上、会員・関係者等に再度周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

尚、当該事業に協力することは、一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術の施設基準になっておりますことを申し添えます。

別紙 1

不妊症に係る医療機関の情報の登録について（依頼）

1 趣旨

生殖補助医療については、令和 5 年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関及び精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関についての情報収集及び公表をしてきました。

令和 6 年度以降について、引き続き当該医療機関の情報収集及び公表を行うとともに、新たに一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関の情報についても情報収集及び公表することといたしますので、以下の要領で情報の登録をお願いします。

2 情報の登録方法等

（1）対象医療機関について

- ・ 一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関

（2）登録方法

- ・ 以下の URL にアクセスし、メールアドレスを登録してください。

<https://funin-fuiku.cfa.go.jp/register-clinic/>

- ・ 登録いただいたメールアドレス宛にメールが送信されますので、当該メールに記載された URL にアクセスし、医療機関の情報を登録してください。

※ 昨年度含め下記の登録期間以前に登録した医療機関についても、（3）の期間に再度登録が必要となります。

（登録が必要となる主な情報）

- ・ 医療機関の施設情報
- ・ 届け出している診療報酬項目
- ・ 配置人員
- ・ 治療内容（タイミング法、人工授精、採卵術、体外受精、顕微授精、新鮮胚移植、凍結・融解胚移植、精巣内精子採取術、先進医療）
- ・ 治療実績（令和 4 年の人工授精、採卵、体外受精、Split、顕微授精、新鮮胚移植、凍結胚移植、精巣内精子採取術の年齢別治療実施回数）
- ・ 安全性に関するデータ（卵巣過剰刺激症候群・多胎妊娠の年齢別発症数）
- ・ 治療指針等

(3) 登録期間

令和6年8月1日(木)～令和6年8月31日(土)

※ 上記の期間外に情報の登録を行う必要がある医療機関や、登録情報の修正が必要となった医療機関については、(4)でお示しする事務局にご連絡ください。

(4) 連絡先

情報の登録方法等については、以下の事務局にお問い合わせください。

「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業 医療機関検索サイト相談窓口」

e-mail : clinic-information@funin-fuiku-cfa.com

事 務 連 絡
令和6年8月1日

一般社団法人 日本臨床泌尿器科医会 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

【再周知】不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について

日頃から、母子保健行政の推進に格段の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。
不妊症に係る医療機関の情報提供については、「不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について」（令和6年6月19日こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）においてご協力をお願いをしたところですが、令和6年8月1日より登録期間がはじまりましたので、ご報告申し上げます。

生殖補助医療については、令和5年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関及び精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関についての情報収集及び公表をしてきました。令和6年度以降について、引き続き当該医療機関の情報収集及び公表を行うとともに、新たに一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関の情報についても情報収集及び公表することとします。

については、当該情報の登録について別紙のとおり御協力いただきたく、貴団体におかれましては、その内容について御了知の上、会員・関係者等に再度周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

尚、当該事業に協力することは、一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術の施設基準になっておりますことを申し添えます。

別紙 1

不妊症に係る医療機関の情報の登録について（依頼）

1 趣旨

生殖補助医療については、令和5年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関及び精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関についての情報収集及び公表をしてきました。

令和6年度以降について、引き続き当該医療機関の情報収集及び公表を行うとともに、新たに一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関の情報についても情報収集及び公表することといたしますので、以下の要領で情報の登録をお願いします。

2 情報の登録方法等

（1）対象医療機関について

- ・ 一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関

（2）登録方法

- ・ 以下のURLにアクセスし、メールアドレスを登録してください。

<https://funin-fuiku.cfa.go.jp/register-clinic/>

- ・ 登録いただいたメールアドレス宛にメールが送信されますので、当該メールに記載されたURLにアクセスし、医療機関の情報を登録してください。

※ 昨年度含め下記の登録期間以前に登録した医療機関についても、（3）の期間に再度登録が必要となります。

（登録が必要となる主な情報）

- ・ 医療機関の施設情報
- ・ 届け出している診療報酬項目
- ・ 配置人員
- ・ 治療内容（タイミング法、人工授精、採卵術、体外受精、顕微授精、新鮮胚移植、凍結・融解胚移植、精巣内精子採取術、先進医療）
- ・ 治療実績（令和4年の人工授精、採卵、体外受精、Split、顕微授精、新鮮胚移植、凍結胚移植、精巣内精子採取術の年齢別治療実施回数）
- ・ 安全性に関するデータ（卵巣過剰刺激症候群・多胎妊娠の年齢別発症数）
- ・ 治療指針等

(3) 登録期間

令和6年8月1日(木)～令和6年8月31日(土)

※ 上記の期間外に情報の登録を行う必要がある医療機関や、登録情報の修正が必要となった医療機関については、(4)でお示しする事務局にご連絡ください。

(4) 連絡先

情報の登録方法等については、以下の事務局にお問い合わせください。

「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業 医療機関検索サイト相談窓口」

e-mail : clinic-information@funin-fuiku-cfa.com